

平成 24 年 2 月 27 日

日系企業の皆様へ

在チェコ日本国大使館経済班

社会保障協定関連情報の提供について

日頃より当館の業務運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、厚生労働省及び日本年金機構から、日・チェコ社会保障協定の運用の現状及び当面の取扱い（別添 1）及び厚生年金保険の特例加入制度（別添 2）について、情報提供がありましたので、お知らせします。

なお、各資料の内容に関する問い合わせについては、同資料に掲載されております照会先にご連絡願います。

日本からチェコに従業員を派遣する企業関係者の方々へ（続報）

「日本からチェコに一時的に派遣される被用者であって、チェコ現地法人との間において雇用契約を締結されている方」（「雇用契約締結一時派遣者」）については、日本において発行されたチェコ社会保険料の免除のための証明書（「適用証明書」）を保有しているにもかかわらず、日・チェコ社会保障協定第7条1に基づくチェコ社会保険料の免除が認められない事例が発生しております。

そのため、当面の対応としまして、雇用契約締結一時派遣者については、日・チェコ協定第10条の例外規定に基づき、チェコ実施機関と個別の協議を行い、その結果、チェコの社会保険料を免除するという例外措置について当局間で合意した場合には、日本年金機構から第10条に基づくチェコの社会保険料免除のための適用証明書を発行する取扱いを行っております。

日本側としては、これら雇用契約締結一時派遣者についても、本来であれば協定第7条1に基づきチェコ社会保険料の支払を免除されるべきと考えており、協定第10条に基づく協議において、雇用契約締結一時派遣者についても、それ以外の派遣者の方と同様にチェコ法令の適用免除が認められるよう鋭意チェコ側と協議を重ねてまいりました。

現時点では、チェコ実施機関の同意を得ることができず、年金制度、健康保険制度、疾病保険制度等に係るチェコ法令の適用免除を受けることができない事案が生じていることから、以下ではこれまでの協議においてチェコ当局から聴取した主な内容と、チェコ当局からチェコ法令の適用免除の同意を得ることができなかった場合のその後の取扱いについてお知らせいたします。

1. チェコ当局から聴取した主な内容

(1) 調査票の送付について

日本年金機構よりチェコ当局へ雇用契約締結一時派遣者に係る協議を申し入れた後、チェコ当局より当該雇用契約締結一時派遣者の就労するチェコ事業所（日系企業のチェコ現地法人）に対し、調査票が送付されてきます。チェコ当局は、当該調査票に記入される内容から、当該雇用契約締結一時派遣者のチェコ法令の適用免除を承認できるか否か判断します。調査票へは詳細に記入いただくこと、また、記入内容に適用証明書交付申請書の申請内容との齟齬のないようにしていただくことにより、チェコ当局が正確に審査することができると考えられます。

(2) チェコ当局がチェコ法令の適用免除に同意する場合の考え方

チェコ当局としては、雇用契約締結一時派遣者についてチェコ法令の適用を免除することが妥当である特別な理由が調査票の各項目の回答から総合的に読み取れる場合にのみ適用免除に同意するとの見解を示しています。

(3) チェコの社会保険料の徴収（当該保険料に係る延滞金の徴収を含む。）

チェコ当局は、チェコに所在する雇用主と雇用契約を締結してチェコで就労する方は、日・チェコ協定第7条1に該当しないものとし、上述の協定第10条に基づく協議において免除が承認されない限り（免除申請中でありチェコ側から回答されていない方も含む）、チェコ法令の下、チェコ社会保障制度に係る社会保険料を支払う義務があると説明しています。

2. チェコ法令の適用免除についてチェコ実施機関の同意が得られなかった場合の取扱い

(1) 再度の適用証明書交付申請が可能です。

日本の派遣元である事業所を管轄する年金事務所で手続を行ってください。後日、就労先のチェコの事業所に送付されてくる調査票には、入念に雇用契約締結一時派遣者の状況を記入してください。

(2) 継続して日本の厚生年金保険・健康保険の適用を受けることとなります。

日本側としては、本来、雇用契約締結一時派遣者についても、日・チェコ協定第7条1により日本の法令が適用されるべきと考えています。この考え方に基づき、原則として日本の厚生年金保険・健康保険の適用を継続することとなります。他方、チェコ側は、チェコ側による日・チェコ協定の解釈に基づき、当該一時派遣者に対してチェコ法令を適用する旨主張しており、チェコ法令を引き続き適用することとなります。

※ 日本の法令の適用免除によりチェコ法令のみの適用を希望する場合は、チェコ側とその可否も含め協議する必要があることから、厚生労働省年金局国際年金課（電話03-5253-1111（代表））へ個別にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

本事案の経緯等については、

○ 厚生労働省年金局国際年金課 電話：03-5253-1111（代表）

「2. チェコ当局からチェコ法令の適用免除の同意を得ることができなかった場合のその後の取扱い」（※印部分を除く）については、

○ 日本年金機構本部国際事業グループ 電話：03-5344-1100（代表）

日本の企業から、社会保障協定発効済の相手国に派遣されている皆さまへ

2012年3月1日から、厚生年金保険の特例加入制度の対象国がすべての社会保障協定の相手国(14カ国)に拡大します

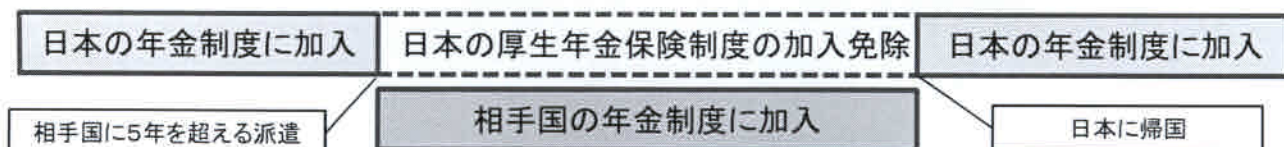
これにより、相手国の年金制度に加入しながら、同時に日本の厚生年金保険制度にも加入できるようになります。

相手国の年金制度に加入される方へ

厚生年金保険の加入の特例制度

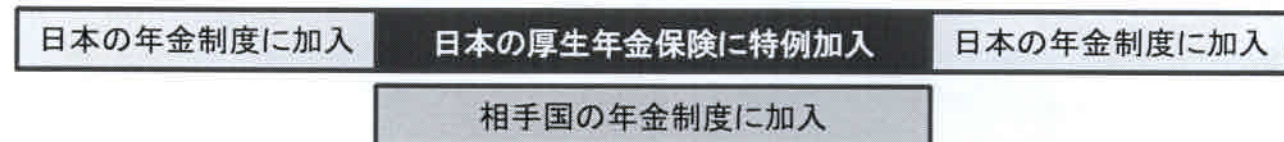
【現在】

日本の企業から、社会保障協定発効済の相手国に、5年を超えると見込まれる期間派遣されている場合や、派遣期間(相手国に応じて当初派遣期間の延長が認められる場合もあります。)が満了した後も引き続き相手国で働く場合は、相手国の年金制度のみに加入します。



【2012年3月1日以降】

相手国の年金制度に加入するとともに、日本の厚生年金保険制度にも任意で加入できるようになります。



加入手続きをする場合は？

1. 加入の手続きは、事業主を経由して「厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書」を年金事務所に提出してください。
 2. 年金事務所で特例加入の申出書を受理した日が被保険者資格の取得日となります。
ただし、日本の厚生年金保険制度の適用が免除となり、相手国の年金制度に加入した日から1か月以内に申出書を提出した場合は、その日が被保険者資格の取得日となります。
 3. 厚生年金保険制度への任意加入が可能になるため、企業年金にも加入できるようになります。加入を希望される場合は、企業年金の手続きも忘れないようにお願いします。
- ※ 厚生年金保険の特例加入制度に該当する方は、いつでも「厚生年金保険特例加入被保険者資格喪失申出書」を年金事務所に提出すれば、厚生年金保険制度の資格を喪失することができます。

2012年3月1日現在で社会保障協定が発効されている相手国

	相手国	協定発効年月	期間通算制度	当初派遣期間 (注)
1	ドイツ	2000年2月	○	60暦月
2	イギリス	2001年2月	—	5年間
3	韓国	2005年4月	—	
4	アメリカ	2005年10月	○	
5	ベルギー	2007年1月	○	
6	フランス	2007年6月	○	
7	カナダ	2008年3月	○	
8	オーストラリア	2009年1月	○	
9	オランダ	2009年3月	○	
10	チェコ	2009年6月	○	
11	スペイン	2010年12月	○	
12	アイルランド	2010年12月	○	
13	ブラジル	2012年3月	○	
14	スイス	2012年3月	○	

注) ドイツは派遣開始後60暦月目の月末まで、その他の相手国は派遣開始から5年目までが当初派遣期間として認められます。相手国により派遣の延長ができる場合があります。

社会保障協定に関する詳しい情報は、日本年金機構のホームページでご確認ください。

<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

社会保障協定 日本年金機構

検索



●問い合わせ先

厚生労働省年金局国際年金課

電話：03-5253-1111（代表）

日本年金機構事業企画部国際事業グループ

電話：03-5344-1100（代表）

※企業年金に関しては、

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

電話：03-5253-1111（代表）